

〔平治物語二〕常盤註進并信西子息各被處遠流事

中ニモ播磨中將成憲ハ、老タル母ト、少キ子トヲ振捨テ、遼遠ノ境ニ赴ケル、○中富士ノ高峯ヲ打詠足柄山ヲモ越スレバ、イヅク限リトモ知ラヌ武藏野ヤ、ホリカ子ノ井モ尋見テ行バ、○下

〔吾妻鏡十八〕建永二年○承元元年三月二十日壬辰、武藏國荒野等、可令開發之由、可相觸地頭等之趣、被

仰武州云云、廣元朝臣奉行之云云、

〔吾妻鏡三十四〕仁治二年十月二十二日丙子、以武藏野可被闢水田之由儀定訖、就之可被懸上多磨

河水之間、可爲犯土之儀歟、將又將軍家御沙汰歟、可爲私計歟、賢慮猶難被一決、仍今日前武州、召陰

陽師、泰貞晴賢等朝臣被示合、

〔太平記三十一〕武藏野合戰事

三浦ガ相圖相違シタルヲバ、新田武藏守夢ニモ不知、時刻ヨク成ヌト急ギ、明レバ閏二月二十日ノ辰剋ニ、武藏野ノ小手差原へ打臨給フ、○下

〔北國紀行〕武藏野の東の界忍岡に優遊し侍、鎮座社五條天神と申侍り、おりふし枯たる茅原を焼侍り、

契り置て誰かは春のはつ草に忍びの岡の露の下もえ

並びに湯島といふ所有古松遙かにめぐりて、しめの内に武藏の、遠望かけたるに、寒村の道すがら野梅盛に薫ず、これは北野御神と聞えしかば、

忘れずば東風吹むすべ都まで遠くしめの、そでの梅が加

〔都のつと〕ひたちの國へ歸り侍りしに、むさしの、はてなき道に行かれて、その夜は道づれの僧などあまたありしも、みなかりそめの草の枕をむすびて、とゞまり侍りしほどに、此野はむかしもぬす人ありてこそ、げふはなやきそともよまれけるとき、をきしかど、さまでやはとおもひ